11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

納品・検査・検収

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　この条項は何をしているのか

1　書かなければどうなるか：商法526条

商人間の売買では、買主は、目的物を受領したら遅滞なく検査し、種類・品質・数量に関する契約不適合を発見したら、直ちに売主に通知しなければなりません。通知を怠ると、その不適合を理由とする履行の追完、代金の減額、損害賠償、解除を請求できなくなります（注1）。直ちに発見できない種類・品質の不適合も、6か月以内に発見して直ちに通知しなければ同じです（注1）。判例は、通知をしなければ、その後は完全な給付を求めることもできないとしています（注2）。

商法526条は任意規定です（注3）。検査の「遅滞なく」がいつまでかは目的物の性質や引渡場所を考えて判断するほかなく、不明瞭になるので、契約書で「受領から3日以内に」のような具体的な期限を設けることがあります（注4）。通知期間の長さと起算点の設計は、別稿「通知期間の設計」が扱います。本稿は、納品から検収までの流れの中で、検査の条項をどう書くかを扱います。

2　検収という実務上の概念

買主は、納品された商品を検査し、合格したものを「検収」、つまり受け入れるという手続をとることが多くあります（注5）。「検収」は民法や商法に出てくる言葉ではありません。それでも、この検収の時点が、売上計上、所有権の移転、危険負担の移転、代金支払の基準などとされることも多いので、検査や検収に関する規定を設ける必要性は高いといえます（注5）。

二　よくある条項例

取引基本契約の雛形は、納品・検査・検収を次のように定めています（甲は買主、乙は売主です）。

> 1　本契約に基づく商品の納品は、個別契約の定めに従う。甲は、商品受領後遅滞なく、甲乙別途協議した検査方法により、商品の数量及び内容の検査を行い、合格したものを検収する。商品に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「不適合」という）があった場合は、甲は、商品の受領後〇営業日以内に、具体的な不適合の内容を示して、乙に通知する。
> （中略）
> 4　甲が、商品受領後〇営業日以内に第1項の通知を行わなかったときは、当該商品は、甲の検査に合格したものとみなす。（注6）

納品の時期・場所は個別契約に委ね、基本契約では検査の方法、通知の期限、期限内に通知がなかったときの効果（みなし合格）を定める構成です。

三　問題点

1　「検収」の意味が定義されていない

「検収」が、商品を受け取ったこと（受領）を指すのか、検査に合格したこと（合格判定）を指すのかが条項から読み取れないことがあります。引渡しは法律上は占有の移転を意味しますが、契約では、所有権の移転時期や危険負担の基準ともなり、商品の引渡しが完了する時期は、通常は検査終了時（検収完了時）です（注7）。検収が何を指すかが曖昧だと、それを基準にした所有権・危険・支払の時期もすべて曖昧になります。

2　検査期間が定められていない、短すぎる

検査期間が「速やかに」や「遅滞なく」のままだと、買主が検査を遅らせることができます。危険負担を引渡し（検査終了）まで売主とする条項になっていれば、売主は納入後検査終了までの滅失・毀損のリスクを負担し続けます。買主が意図的に検査を遅らせて締め日をまたいで検査終了を通知すれば、事実上、支払時期を延ばすこともできてしまいます（注8）。

逆に、期間が短すぎれば、買主は十分な検査ができないまま、みなし合格になります。どの程度の期間が適切かは商品の種類や量によりますが、通常の商品なら7〜14日もあれば十分といえます（注8）。

3　検収と、支払・危険移転・契約不適合の起算点がバラバラ

雛形は、所有権の移転を検収の時点（注9）、危険負担を検収の前後（注9）、代金の支払を「当月に甲が検収をした商品」の締めと支払（注10）として、検収に合わせています。ところが、検査で発見できない不適合については、「納品後6か月以内」に発見して通知した場合に追完などを認めるとしており（注11）、ここだけ起算点が納品になっています。

時点	民法・商法の原則	雛形の定め
所有権の移転	不特定物は特定した時（注12）	検収した時点（注9）
危険の移転	引渡し（注13）	検収の前は売主、後は買主（注9）
代金の支払	引渡しの期限と同一と推定（注14）	当月に検収した商品を締めて翌月末日（注10）
不適合の通知	受領後遅滞なく検査、直ちに通知。直ちに発見できないものは6か月（注1）	検査時は受領後〇営業日以内（注6）。検査で発見できないものは納品後6か月以内（注11）

納品から検収までに間があると、起算点が納品か検収かで、危険の負担者や支払月や通知期限が変わります。

四　改善例：4つの時点を一本の線に並べる

1　検収を定義し、他の時点をそれに合わせる

検収を「第〇条の検査に合格した時（みなし合格を含む）」と定義し、所有権の移転、危険の移転、支払の締め、契約不適合の期間の起算点を、すべてこの検収に合わせます。

> 第〇条（検査・検収）
> 1　甲は、商品の受領後〇営業日以内に、甲乙が別途合意した検査基準により商品を検査し、その結果を乙に書面で通知する。
> 2　前項の期間内に甲が通知をしないときは、商品は検査に合格したものとみなす。
> 3　商品が前2項により検査に合格した時（以下「検収」という。）をもって、商品の引渡しが完了したものとする。
> 4　商品の所有権及び危険は、検収の時に乙から甲に移転する。
> 5　商品の代金は、毎月末日までに検収した分を締めて計算する。
> 6　第1項の検査で発見できない契約不適合については、甲は、検収から〇か月以内に乙に通知した場合に限り、第〇条（契約不適合）に定める請求をすることができる。
> （甲は買主、乙は売主）

2　検査の方法・基準を別に決める

検査の方法や基準を契約書で定め、合否の判定について争いが生じないようにすることが多く行われます。具体的な内容は、別紙に書いたり、基本契約とは別に定めたりするのが一般的です（注15）。検査の方法を「検査要領書に従って行う」とする条項例もあります（注3）。数量については、一定範囲（たとえば全量の5%）の過不足を認め、その分の代金を精算する方法もあります（注15）。

3　不合格品の扱いを決める

商人間の売買で、引き渡された物が注文と違っていたり注文数量を超えていたりすると、買主は売主の費用で相当期間保管するか、供託しなければなりません。売主と買主の営業所が同じ市町村の区域内にある場合は、この義務はありません（注16）。買主の側としては、この保管・供託義務の適用を排除するか、売主の引取期限を定め、それを過ぎたら買主が処分できるようにすることが考えられます（注16）。売主の側としては、不合格品も自分の所有物なので、一方的に処分されないよう、処分を認めない代わりに一定期間経過後の保管費用を負担するといった変更も考えられます（注17）。

4　契約不適合はあるが使いたいとき（特別採用）

不適合があっても、買主の判断で受け入れ、その分の代金を減額する扱いを「特別採用」ということがあります（注18）。雛形も、使用目的に支障のない程度の不適合であると買主が認めたときは、協議により対価を減額して引き取ることができるとしています（注6）。売主としては、減額幅を買主が一方的に決められる内容は拒否すべきです（注18）。

五　書き分けの分岐：売主側と買主側

論点	売主側	買主側
検査期間	具体的な日数で短めに定め、期間内に通知がなければ合格とみなす	「営業日」で数え、検査に十分な余裕を持たせる
検査の範囲	外観・数量に絞って期間を短くする	長い検査期間が要るなら、その間の危険を引き受ける
検査後の不適合	検査終了後に発見された不適合は責任を負わないとする	検査で発見できない不適合について、検収後の期間を確保する
不合格品	検査で不合格とされた場合の調査費用の負担を定める	引取期限を定め、過ぎたら処分できるようにする

（注19）

売主が「検査終了後に発見された契約不適合については一切責任を負わない」とする規定は、本来売主が負担すべき債務不履行責任を免除する強力な効果を持つので、当事者の立場の違いによっては優越的地位の濫用との主張を受ける可能性があります（注20）。

検収の条項は、検査の手続を書く条項であると同時に、所有権・危険・支払・契約不適合の起算点を一つに決める条項です。

本稿で扱わなかったこと

所有権の移転時期は別稿「所有権の移転時期」、危険の移転は別稿「危険負担と引渡し」、検収と支払の関係は別稿「代金の定め方・支払方法」が扱います。契約不適合の通知期間の長さと起算点は、別稿「通知期間の設計」が扱います。

参考文献等

（注1）商法526条1項・2項
（注2）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）44頁
（注3）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問21（目的物の検品が必要となる場合）
（注4）前掲注2・45頁
（注5）前掲注2・41頁
（注6）前掲注2・23〜24頁（雛形第4条）
（注7）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）135〜137頁
（注8）前掲注7・136頁
（注9）前掲注2・24頁（雛形第5条）
（注10）前掲注2・25頁（雛形第7条1項）
（注11）前掲注2・26頁（雛形第9条1項）
（注12）前掲注2・55頁
（注13）民法567条1項
（注14）民法573条
（注15）前掲注2・45〜46頁
（注16）前掲注2・53頁
（注17）前掲注7・142頁
（注18）前掲注7・139頁
（注19）前掲注7・134〜138頁・141〜142頁
（注20）前掲注7・137〜138頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/nohin-kensa-kenshu/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「納品・検査・検収」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。